

社会資本総合整備計画 事後評価書

令和05年01月30日

計画の名称	相模湾沿岸における高潮・侵食対策の推進（防災・安全）【重点】												
計画の期間	令和02年度～令和03年度（2年間）										重点配分対象の該当	○	
交付対象	神奈川県												
計画の目標	高潮（越波、浸水）等への対策、砂浜の侵食（護岸崩壊、越波）対策として、海岸保全施設の整備や養浜を実施し、人命・財産を防護する。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	190	A	190	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画的成果目標（定量的指標） 定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R2当初		R3末
1	・対象施設の長寿命化計画策定時の点検診断結果に対し、適切な補修を行い、A及びB判定を解消する。 ・対象施設の長寿命化計画策定時の点検診断結果に対し、適切な補修を行い、A及びB判定を解消する。	0%	%	25%

備考等	個別施設計画を含む	○	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定	避難行動要支援者名簿の提供
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---	-----------	---------------

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R02	R03	R04	R05	R06			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
海岸事業	A09-001	海岸	一般	神奈川県	直接	神奈川県	-	-	東京湾相模灘沿岸老朽化 対策事業	護岸改良工	東京湾相模灘沿 岸						190		策定済
											小計						190		
											合計						190		

事後評価

事後評価の実施体制、実施時期	
事後評価の実施体制 策定主体にて実施	事後評価の実施時期 令和5年1月
	公表の方法 神奈川県県土整備局河川下水道部河港課ホームページにて公表
事業効果の発現状況	
定量的指標に関連する 交付対象事業の効果の発現状況	全対象4施設のうち、1施設（鎌倉海岸2号突堤）について適切な補修を行った結果、A判定が解消された。
定量的指標以外の交付対象事業の 効果の発現状況（必要に応じて記述）	
特記事項（今後の方針等）	
全対象4施設のうち、3施設については、令和4年度から移行となった補助事業（海岸メンテナンス事業）において、引き続き、適切な補修を行い、A及びB判定を解消していく。	

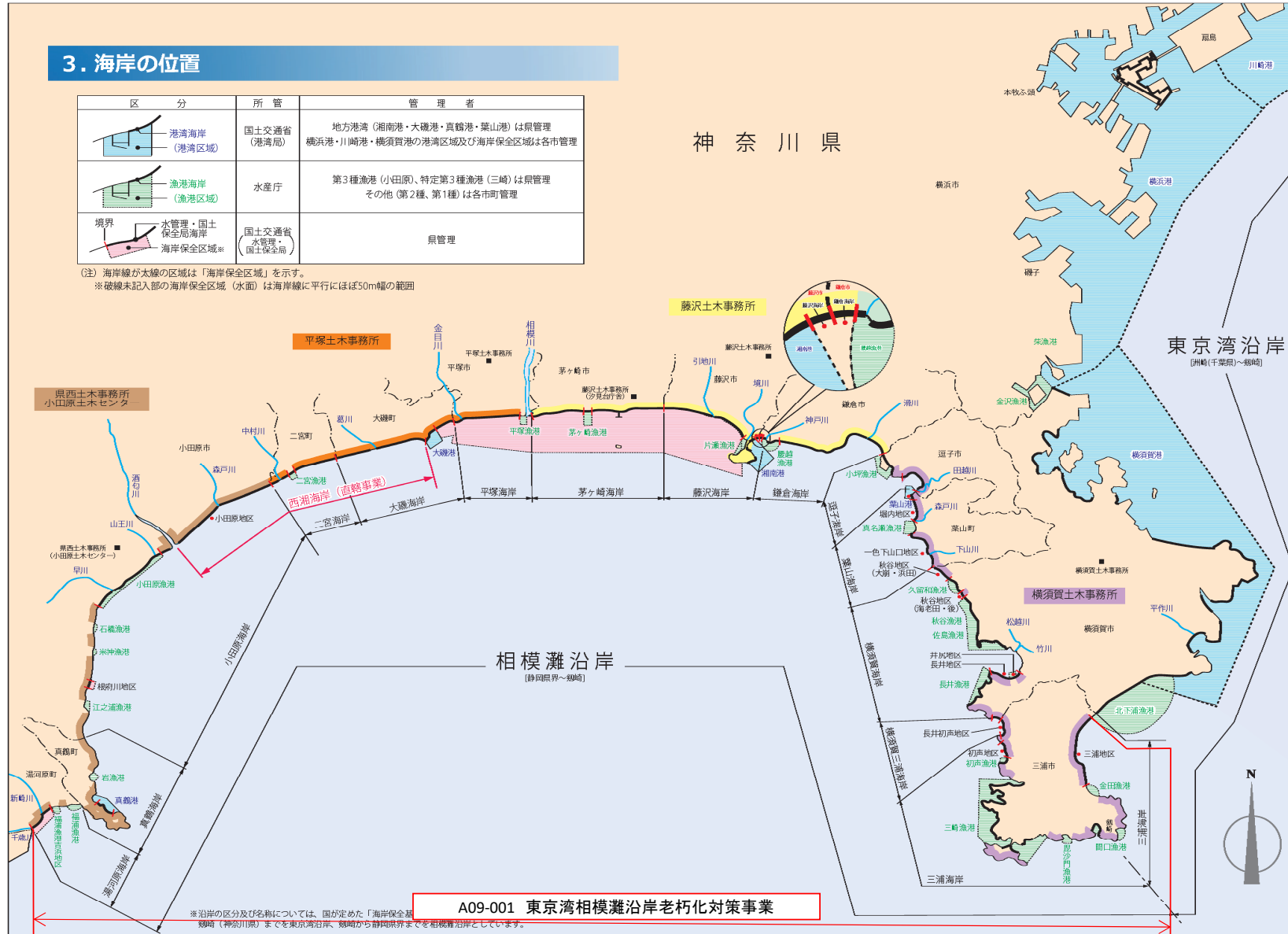
目標値の達成状況		
番号	指標（略称）	
	目標値 / 実績値	目標値と実績値に差が出た要因
1	最終目標値	25%
	最終実績値	25%
		全対象4施設のうち、1施設（鎌倉海岸2号突堤）について適切な補修を行った結果、A判定が解消され、目標値に達した。

3. 海岸の位置

区分	所管	管理者
 港湾海岸 (港湾区域)	国土交通省 (港湾局)	地方港湾(相模湾・大磯港・真鶴港・葉山港)は県管理 横浜港・川崎港・横須賀港の港湾区域及び海岸保全区域は各市管理
 漁港海岸 (漁港区域)	水産庁	第3種漁港(小田原・特定第3種漁港(三崎))は県管理 その他(第2種、第1種)は各市町管理
 境界 水管理・国土 保全局海岸 海岸保全区域	国土交通省 (水管理・ 国土保全局)	県管理

(注) 海岸線が太線の区域は「海岸保全区域」を示す。
※破線未記入部の海岸保全区域(水面)は海岸線に平行にほぼ50m幅の範囲

神奈川県



A09-001 東京湾相模灘沿岸老朽化対策事業

※沿岸の区分及び名称については、国が定めた「海岸保全法」(神奈川県)までを東京湾沿岸、御崎から静岡県界までを相模湾沿岸としています。